

行 動 計 画

社員の仕事と子育ての両立を引き続き支援すると共に、働き方改革に前向きに取り組むことで、社員全員が、自らの強みを活かしながら、心身共に健康に働くことができるよう、次の通り行動計画を策定する。

1. 計画期間 2026年4月1日から2028年3月31日までの2年間

2. 内 容

目標1 仕事と育児の両立支援に関する制度運用のさらなる充実、一層の利用促進し、男性社員の育児休業の取得率を30%以上とする
※計画期間内に男性の育児休業等（育児を目的とした休暇制度を含む）の取得対象者がいない場合、子の看護等休暇（1歳に満たない子のために利用した休暇日を除く）を取得した男性社員の実績を3名以上とする

<対策>

男性の育児休業等に関わる制度の再周知を実施(2026年10月～)
育休の第一窓口を人事総務部とし取得しやすい環境の整備（2026年10月～）
従業員に対し、育児関連制度の利用や理解の場を提供（2027年10月～）

目標2 労働者一人当たりの各月ごとの時間外労働及び休日労働の合計時間数を月平均25時間以下とする

<対策>

基幹システムによるモダナイゼーションおよびAI/BIツール活用による生産性の向上
(2027年7月～)

目標3 事業所エリアごとの年次有給休暇の平均取得日数について、すべてのエリアで平均取得日数を11日以上とする。

<対策>

年間の年次有給休暇の取得実績の把握（2026年4月～）
年次有給休暇取得計画の策定（2026年4月～）
毎年12月時点での取得状況から個別打診を実施(2026年12月～)